解散公告

当組合は、平成二十五年八月二十八日、通常総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

兵庫県宝塚市大原野字南宮二番七

宝塚市森林組合

代表清算人　下西　利夫

解散公告

当社は、平成二十五年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

神戸市東灘区甲南町三丁目六番二八号

株式会社紀之国屋

代表清算人　玄後　哲男

解散公告

当社は、平成二十五年九月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

広島県庄原市大久保町一二一番地

有限会社伊達運送

清算人　伊達　義文

解散公告

当社は、平成二十五年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

広島県安芸郡府中町鶴江一丁目一三番二二号

中建設工業株式会社

代表清算人　中本　敬三

解散公告

当社は、平成二十五年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

山口県長門市東深川九八二番の七地

有限会社日の丸パン

清算人　村岡　光明

解散公告

当社は、平成二十五年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

福岡県北九州市小倉北区真鶴二丁目八番一五号

ユニオン印刷有限会社

清算人　児島　誠二

解散公告

当社は、平成二十五年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

鹿児島県枕崎市桜木町二五一番地

有限会社ナカガマ総合保険事務所

清算人　中原リツ子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年五月二十日開催の社員総会の決議並びに千葉県知事の認可により平成二十五年九月六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

千葉県木更津市岩根三丁目一一番六号

医療法人社団啓誠会

清算人　大溝　和代

解散公告（第一回）

当社は、平成十四年十二月三日商法第四〇六条ノ三第一項により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

東京都台東区台東四丁目六番一号

株式会社ヒスコ

代表清算人　平田　義雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三日開催の総会の決議並びに広島市長の認可により平成二十五年九月五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

広島市南区猿猴橋町二番一一号

医療法人社団吉原クリニック

清算人　吉原　昌子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年八月二十六日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

長崎市魚の町三番三三号

社団法人長崎県下水道建設業協会

清算人　佐藤健太郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年九月三日付の熊本県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

熊本県菊池市隈府二七八番地四

学校法人聖母学園

清算人　村田加代子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年八月二十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

茨城県石岡市下青柳二〇〇番地

社団法人茨城県花き園芸協会

清算人　神生　賢一

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年八月三十一日をもって解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目一番一号

財団法人愛知県警察協会

清算人　神谷　信広

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により、平成二十五年九月一日付けをもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

岡山市北区今二丁目二番一号

財団法人岡山県市町村自治協会

代表清算人　河島　建一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十月二十六日福島県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

福島県双葉郡浪江町大字棚塩字向川原二一四番地

財団法人浪江町振興公社

代表清算人　上野　晋平